

米子工業高等専門学校リベラルアーツセンター規則

(設置目的)

第1条 米子工業高等専門学校に、リベラルアーツ（アクティブ・リベラルアーツ）を実践し総括する校内活動拠点としてリベラルアーツセンター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業を担う技術者に必要な教養教育の研究に関すること。
- (2) 高専教育と学生の活動の地域・社会への発信に関すること。
- (3) その他センターに関し、前条の設置目的達成に必要な業務に関すること。

(職員)

第3条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員 若干名

2 前項の職員は、次の者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 情報教育センター長
- (3) 広報室長
- (4) 教務主事補 若干名
- (5) 教養教育科教員 若干名

3 前項第4号及び第5号の職員は校長が指名し、併せて前項各号の者からセンター長、副センター長を任命する。

(職務)

第4条 センター長は、センターを総括する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 センター員は、センターの業務を行う。

(任期)

第5条 第3条第2項第4号及び第5号の職員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センター長は、センター会議を定期及び臨時に召集し、議長となる。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

3 センター会議が必要と認めたときは、センター会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 センターの事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成28年3月2日規則第19号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。